

社会福祉法人幸竹会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸竹会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等に職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 当法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

- 6 各々の監事の報酬額、「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定める額とする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬等は、毎月末日に支払うものとする。

なお、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、報酬規程第4条の規定に準じて支払うものとする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営の業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、旅費を支給する。

- 2 役員等がその職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は報酬規程第17条（通勤手当）に準ずる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月19日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表常勤理事俸給表

号	月額 (円)
1	400,000
2	
3	

別記1 非常勤理事の報酬 (日額)

理事会等会議への出席 5,000 円

別記2 監事の報酬 (日額)

監事監査等への出席 5,000 円

別記3 評議員の報酬 (日額)

評議員会等会議への出席 5,000 円